

記紀のウタと木簡の仮名

乾 善彦
(いぬい・よしひこ)

一、ウタの仮名書き

古事記と日本書紀とでは、文体の基本が、日本語文と中國語文という基本的な相違があるものの、そこにおさめられるウタは、等しく借音仮名によつて書かれている。

漢文中にウタを仮名で組み込むことについては、それが中国での方法に倣つたものであつたとして、ウタを仮名で書くということの意味をここでもう一度、確認しておきたい。万葉集に收められた柿本人麻呂歌集歌における二種類の書き様についての稻岡説が、仮名書きを最後に置くことに関わつて、ウタの仮名書きということを考える手立てともなるだろうし、何よりも、仮名の本質について考える機会ともなると思うからである。

森博達『古代の音韻と日本書紀の成立』(一九九一、大修館書店)は日本書紀の群が中国語のネイティブの筆になる

ことを提唱し、そのウタ表記に用いられた仮名も当時の中國語音に基づくものとした。これによると、少なくとも日本書紀の群に收められたウタは、日本語が漢字の表音用法(中国における仮借のようなもの)によつて記録されたに過ぎないということになる。つまり、仮名でウタが書かれたわけではないのである。ここでいう仮名とは、日本語の表記体系としての仮名であり、そこに要求されるのは、日本語としての音や語の分節に対応する「日本語として」書くための表音文字の体系である。

内田賢徳『上代日本語表現と訓詁』(一〇〇五、塙書房)が仮名の成立について述べたことに従うならば、システムとしては、漢文中に固有名詞の表音表記を含むものと、意識的な面で大きな差はない。そして、当時すでに成立していたと思われる日用の仮名書きとは、逆に本質的な面で大きな差異があるということになる。象徴的な言い方をすれば

ば、日本書紀の群は、全体が、ウタの表記まで含めて、中國語資料ということなのである。

これと対照的なのが、毎年、その例数が増えてくる、木簡に記されたウタ（あるいはウタらしきもの）である。

ウタを仮名で書き記すことがいつ頃から行われたか、今、それは問わないとしても、記紀が成立した八世紀にあつては、比較的簡単にウタが仮名書きされたであろうことは、各地から出土する、ウタが記された木簡によつてみとめられよう。そこに記されたのが「なにはづ」の歌に偏るという傾向はあるものの、「なにはづ」の歌以外にも、

止求止佐田目手□□／□久於母門皮（飛鳥池遺跡）

（とくと定めて□□□□く思へば）

多々那都久（藤原宮）

（たたなづく（枕詞））

日毛美須流安保連紀我許等乎志宜見賀毛美夜能宇知

可礼弓（平城宮）

（目もみずあるほれきがことを茂みかも宮の内離れて□）

など、ウタと思しきものはいくつか指摘できる。木簡にウタが書かれる場合は、仮名書きが普通であり、万葉集の多くの巻にあるような真名書きのものは、それらしきものがあるにはあるが、量的に見ても仮名書きに遠く及ばない。

正倉院文書に残された真名書きウタ「□家之韓藍花今見者難寫成鴨」のような真名書きは、何か成書の書写のようなものであり、習書にせよ、落書にせよ、そのような場面でのウタの書記には用いられにくかつたものと思われる。

すでに諸家によつて説かれるように、記紀におけるウタの仮名書きと木簡のウタの仮名書きとの決定的な違いは、音訓の交用という点である。記紀歌謡が極めて統一的に借音仮名で記されているのに対し、木簡に見られるウタには、「木・児・田・津・手・而・者・真・見・三・目・矢・江」といった借訓仮名が用いられ、また、「伊真役春マ止」「玉尔有波手尔麻伎母知而」といった正訓字も交じる。これらは、万葉集卷十九の仮名書きに通じる点がある。おそらくは、日用の仮名書きの一つの特徴を示しているものであろう。ここに用いられている訓は、ごく日常的なものか、あるいは漢文の基礎的な助辞（而・者）であり、当時の官人の日用の文字生活の範囲を示すものと思われる。これに比べると、記紀歌謡にみられる借音仮名は、画数も多くまた一つの音節に多数の字母が用いられるなど、日用からは大きくかけ離れたものであり、意図的な「方法」としての仮名書きであったということになる。もちろんこれは、漢文の中に交えられることによるものであり、その制約がないかぎり、音訓の違いは意識にのぼらせる必要はない。犬飼隆『上代文字言語の研究』（一九九二）、

(笠間書院)が、仮名の発達には一つの流れがあることを明らかにし、それをハレとケという場面の差としたが、そんな違いが訓字を交えるかどうかとも関わるようと思われる。

一、基層仮名体系

日本書紀 α 群のウタ表記に用いられた仮名が原音に依拠するものであるとして、そこには β 群や古事記のウタに用いられる仮名と、共通するものも含まれる。今、日本書紀 α 群のウタと β 群および古事記のウタとで共通する仮名字母を抜き出すと、次のようになる。

ア 阿イ伊ウ宇オ於キ¹岐キ²紀コ¹古故サ佐シ斯志ス須
ソ²曾¹夕多²夕都¹豆テ²弓(氏)ト¹斗ト²登ナ
那ニ尔ヌ奴¹泥ノ²能ハ波婆ヒ¹比避ヘ²弊ヘ¹倍マ麻
摩ミ¹弥ミ²微ム牟モ母ヤ夜ヨ¹用ヨ²余ラ羅リ理ル流
留レ礼ワ和

清音で共通する音節がないのは「エ・カ・ク・ケ¹・ケ²・コ²・セ・ソ¹・ノ¹・フ・メ¹・メ²・ユ・エ・ロ¹・ロ²・ヰ・エ・ヲ」の十九音節であるが、そのうち「ア行エ・ソ¹」は古事記に音節自体が見えない。これらの音節に万葉集や他の上代文献において常用される字母の有無をみると次のようになる。

記 カ加ク久ケ²氣コ²許セ勢世フ布メ¹売メ²米ユ由ロ²

呂エ恵

α カ可セ世ソ¹蘇ヲ乎

β カ加ク久ケ²氣コ²許セ勢ソ¹蘇ノ¹努フ布メ¹売ユ由ロ²呂エ恵

α 群に一致する字母が少ないが、すでに指摘されているように β 群と古事記との共通性は高く、これらを加えると、日本書紀のウタの表記に用いられた仮名の中には、相当数の常用仮名が含まれているといえよう。

注意せられるのは、濁音節が「ダ・ヅ」の二音節しか共通するものがないということであるが、二つずつの組み合わせでみると、相當重なるものが出てくるので、使用字母の面では、万葉集も含めて常用される濁音仮名が、日本書紀にあらわれないわけではない。原音との関係が、このあ

たりに特徴的に出てきていると考えられる。

共通するもののうち、濁音仮名の「ダ陥」と使用頻度の低い「ヒ¹避」を除いて、万葉集や他の上代文献に常用されるものである。

特殊なものはないといえよう。

こころみに木簡のウタと比べてみる。木簡の仮名書きはウタに限らないし、ウタかどうかの判断が困難なものがあるので、まず、木簡その他にみえる「なにはづ」歌の仮名と比べてみる。音節を確定できないものが含まれるが、「なにはづ」歌の使用字母はほぼ次のようにある。

イ伊ク久（児古）コ¹（児古）コ²己サ作佐ツツ都ト²
止ナ奈ニ尔ノ²乃ハ皮波者（泊）フ夫（泊）ヘマ部マ
真モ母ヤ矢夜移ユ由リ利ル留

(()) は読みが確定しないもの)

さきに述べたように「児・者・真・矢」は借訓仮名であり、当然共通しない。共通するのは、「伊・古・佐・都・尔・波・母・夜・留」の九字が三者と共通し、「久・由」は記¹と、「作・奈・利」は記²と共通する。どれか、一本と共通するものはなく、「己・ツ・止・乃・皮・夫・マ・部・移」の九字（「マ・部」を一字とみれば八字）が共通しない。三者共通する九字は、時代・ジャンルを通じて、多く用いられるものであり、これに多くの上代文献を加えても、ほぼ共通する、きわめて汎用性の高い仮名であるといえる。これらは、平安時代の草仮名にも通じる。これに、二者と共通する五字を加えても、大勢は変わらない

（「作」だけがやや特殊である）。共通しないものの内「移」

は石神遺跡のもので、諸家が指摘するように北大津遺跡の音義木簡その他古い時代のものに見える音であり、万葉集ではイの仮名に用いられる。「皮」は近時その存在が認められるようになつたが、「波」との見分けが難しく、「マ」が「部」の省画（あるいは草体か）と考えられるのと同様、むしろ「波」の省画とも考えられる。さらに「夫」は「フ」の濁音仮名としては、記¹に共通し、万葉集とも共通する。記紀万葉の濁音仮名が後代の仮名（平仮名・片仮名）に通じていかないことを考へるべきであろう。残る「己・ツ・止・乃・マ・部」のうち、「己・乃」は、万葉集や他の上代文献では常用されるものであり、記紀万葉とは共通しないが、「ツ・止・乃・マ（部）」は他の上代文献や後代の草仮名に通じるものである。これらは、おおむね当時の日用の仮名であったといえよう。

以上を確認した上で、範囲を広げて、まとまつた仮名書きを含む木簡（断片や固有名詞、あるいは物の名を今は除いて）の仮名と比べてみると、

三者と共通 ア阿イ伊ウ宇オ於キ²紀サ佐シ志ス須ソ²
曾タ多チ知ツ都テ豆ナ那ニ尔ノ²能ヒ¹比
マ麻ミ¹弥ム牟モ母ヤ夜ヨ²余ル流留レ礼
ワ和（27字）
イ以ガ我シ之ト²等ナ奈ホ保リ利（7字）

記 β と共通 カ加ク久コ²許ト¹刀ヘ²間モ²毛ユ由エ
(ヤ行) 延口²呂¹ (9字)

記 α と共通 ミ¹美² (1字)

記と共通 オ意カ賀ゲ²宜メ²米ラ良¹ (5字)

α と共通 カ可ニ你ヲ乎¹ (3字)

β と共通 カ河¹ (1字)
共通しない ア安キ¹伎ク求コ²ト¹止ハ皮マ万ヤ也リ

里レ連¹ (10字)

共通しない (訓仮名) タ田ツ津テ手面ミ見メ日エ¹ (ヤ

行) 江¹ (7字)

となる (ただし、資料の採り方によって、異なる結果が出
よう)。訓仮名を除いて、共通しない十字に対して三者共
通するものが二十七字、いずれかと共通するものが二十六
字あり、ほとんど共通するとみてよい。共通しないものの
うち、「己・止・皮」については、「なにはづ」木簡と共通
し、「安・伎・万・也・里」は万葉集その他の上代文献に
は常用されるものである。残る「求・連」が木簡に特徴的
ということになるが、これらは平安時代の草仮名に通じ
る。

記紀のウタ表記は借音仮名が原則であり、借訓仮名を含
む木簡のウタ表記とは大きく異なる部分であるが、記紀に
おいて借訓仮名がないではない。一つの事例として、記清
寧条、顯宗天皇即位前紀のオケ・ヲケ二皇子発見の物語の
部分を見てみる。

播磨国で二皇子が発見される経緯は、播磨国風土記も含
めてほぼ同じ話が語られるが、内容には三者とも記述は大
きく異なる。紀では、兄が舞つたあと、弟がまず長い「室
寿」の詞を語り、さらに「赴節（節に赴きて）」してウタ
を「歌」い、そしてその後に名乗りを「誥」することにな
る。このうち、「室寿」と「誥」とは地の文と同じ書き様
となつており、「歌」われた部分だけがウタとみとめられ
たらしく、一字一音の仮名書きとなつてゐる。記では兄が

表記に用いられる仮名の最大公約数的な部分として理解で
きると思われる。厳密には一字一字の検討が必要になる
が、見通しとしてはそのような方向が考えられる。日本書
紀 α 群の仮名が原音依拠するというのは、基層にある仮名
使用の上にたつて、原音と合うものはこれをとり、合わな
いものはそれに合う文字を使用する、そのような用字だつ
たということになろう。

三、訓仮名の使用

舞つたあとすぐに、弟の名乗が「為詠（詠をなし）」で語られる。ちなみに、風土記では「誅（詠カ）辞」として、室寿と名乗とが記されている。

紀の「室寿」は前半の室寿の部分と後半の宴の祝言とに分かれるが、その後半に次のような部分がある。

脚日本此傍山牡鹿之角〈牡鹿、此云左鳥子加〉拳而吾
儻者

（あしひきのこの傍山の牡鹿〈さをしか〉の角を挙げ
て吾が舞はば）

「脚日本」はおそらく山にかかる枕詞であろう。となると、もちろん枕詞を表語的に記したものではあるけれど、ここは借訓仮名ということになる。また、牡鹿を「さをしか」と読ませるのは、枕詞「あしひきの」同様、歌ことばを保存しようとしたものと思われる。つまり、少なくとも後半部分に関しては歌ことばを利用したことばが連ねられていることになる。それがどのように語られたのかは、これ以上は読み取れないので、記や風土記の記述同様、單に語られたようなことばでないことは認められよう。

記の「為詠」の部分では、次のような部分が、他の地の文と異なっている。

五十隱山三尾之竹矣訶岐〈此一〉（真福寺本「三一」）字

以音刈末押靡魚簀如調八絃琴

（い隠くる山のみ尾の竹をかき刈り、末押し靡ぶるなりす、八絃琴を調ぶる如く）

接頭語の「い・み」に「五十・三」が使われるのは借訓仮名であるし、また、「魚簀（なす）」は、「ヲ」に「矣」が用いられるのを除くと、付属語に一字一音の借訓仮名が用いられた唯一例となる（「矣」は木簡にも用例が見え、慣用に従つたものと思われ、「魚簀（なす）」とは基本的に異なる）。また、真福寺本ではこの字まで音読と考へていたのかも知れない。古事記における借訓仮名の使用を考えると、この部分は紀との関係からも特殊だといえよう。播磨國風土記では次のようになつてている。

多良知志吉備鉄狭鑿持如田打手拍子等吾將為儻
(たらちし吉備の鉄のさ鍬持ち、田打つがごとく手拍
て子等、吾は舞はせむ)

淡海者水渟國倭者青垣青垣山投坐市辺之天皇御足末奴
良麻

（淡海は水渟れる國倭は青垣、青垣の山投に坐しし市
辺の天皇の御あなする、奴らま）

やはり、「たらちし・あをがきの」という枕詞が使われるし、「さ鍬」の接頭語は歌ことば的であるし、「山投・足

「未」は借訓仮名的である。播磨だけでなく各国の風土記をみても、ウタは仮名書きされるのが基本であり、ここはウタとは理解されていなかつたという解釈が成り立つ。

このように三者をならべてみたとき、室寿や名乗の部分は、表記の上からは歌でないという理解があつたものとおもわれるが、枕詞や歌ことばを含んで、単に会話文が記述されたのでもないことは明らかであろう。借訓仮名が特徴的にあらわれるのはその辺の事情に起因するものと思われる。借音仮名表記するのとは異なる、仮名書きへの指向がみとめられるのである。

記紀において、借音仮名がウタと日本語語形の注記に用いられる、その反面で、ウタの周辺にあるウタことばと関わつて借訓仮名が特徴的に用いられることは、漢文ないしいわゆる変体漢文の文脈において、借訓仮名の機能の一側面をあらわしていよう。

万葉集においては、真名書き諸巻の借訓仮名と仮名書き諸巻の一字一音の借音仮名とは対比的にあらわれる。漢文ないしいわゆる変体漢文の文脈においても、文脈上の借訓仮名と、日本語語形の注記としての借音仮名とは対比的に考えられる。特に漢文の紀においては、ウタをのぞいてはつきりと区別される。記の音訓交用がその点では性格を異にするが、それは「以音注」によつて支えられている。「以音注」によつて音訓は、やはりはつきり区別されるの

である。ただ、古事記の「魚簀（なす）」の場合、なぜ「訓岐（此二字以音）」のような方法をとらなかつたのか、疑問は残るけれども、一字一音の借訓仮名を字義の連想によつて漢語めかしてあらわれることは、「五十・三」の用法とも一致し、紀の「脚日本」、さらに播磨国風土記の「山投・足末」まで含め、連続してとらえることができよう。

地の文の文脈とも異なり、借音仮名による仮名書きでもないところに、この室寿、名乗の特異性があるが、日本語語形の表出とウタでないことの意味付けのはざまにあって、三者に共通の理解のあつたことがうかがわれる。

おわりに

仮名が漢字の借音用法から発達し、日本語の分節に従つて、日本語を書きあらわすための表音文字の体系として成立する。その成立時期を定めることは困難であり、ひとつには草仮名・略体仮名の成立を待つことも、考え方としては成り立つ。しかしながら、七・八世紀の木簡のウタ表記にみとめられる仮名は、その体系としての成立をうかがわせるものである。基層としての仮名が成立していたと思われる。基層の仮名は、一字一音が原則であり、音訓の出自を問わない。そしてそれはそのまま平安時代のウタを書く



草仮名、平仮名の体系に引き継がれていくのである。

これに対して、記紀のウタの仮名書きは、紀 α 群に象徴的にみとめられるように、漢字の借音用法の借用の域をでないとも考えられる。本稿では、その背景に基層の仮名の存在を見ようとした。基層の仮名の上に立つたものであると考えたいのである。ただし記紀では、音訓を区別するところが、漢文ないしわゆる変体漢文の文脈においてなされる。それでも、ウタの仮名書きは、たとえば日本語語形の表出というような文脈上の必然以外の要素の上に成り立っていると思われる。第三節の室寿、名乗の非仮名書きが、背後に仮名書きを有しながらも、仮名書きでないところに記紀におけるウタの仮名書きの必然性があるのである。そしてそれは、記紀以外のウタの仮名書きを考える視点を提供するものと思われる。

——大阪府立大学教授——